

TTC スペクトル管理 SWG 寄書

平成 15 年 7 月 3 日
ソフトバンク BB(株)

伝送方式のクラス変更について

今後、DSL スペクトル管理のためのクラス分類を行う場合、DSL 作業班報告書に従い、DSL 事業者の合意を前提としたクラス分類をスペクトル管理 SWG で行うことを提案する。

1. ある伝送方式が保護される伝送方式から削除される場合のクライテリア

以下の項目に該当する伝送方式について、DSL 事業者の合意を前提として、ある伝送方式を保護される伝送方式から削除することができる。

(以下は DSL 作業班報告書「DSL スペクトル管理の基本的要件」17 ページより抜粋)

【保護される伝送方式の変更】

ANSI T1.417 や JJ-100.01 第 1.0 版においても、必要に応じて保護される伝送方式の追加削除が行われることとされており、有用性の無くなった伝送方式については、DSL スペクトル管理の見直しにおいて、保護される伝送方式から削除することができる。

具体的には、次のような伝送方式について、見直しの対象とする。

- ・ 技術的に著しく陳腐化が進んでいる伝送方式
- ・ 同じ信号電力の制限を受ける伝送方式の中で他の伝送方式より伝送速度、伝送遅延等の伝送性能が著しく劣る伝送方式
- ・ 利用者が極めて少数にとどまっている伝送方式(ただし、遠距離向け伝送方式のようにその利用者にとって選択の余地が少ない場合や、専用線のように極めて重要な用途に用いられている場合は除く)

なお、保護される伝送方式の変更は、既存の利用者への措置の問題も含まれることから、DSL 事業者間における合意の形成を前提に行われることが必要である。

(以下は DSL 作業班報告書「DSL スペクトル管理の基本的要件」24 ページより抜粋)

また、JJ-100.01 第 1.0 版において第 1 グループとされているものを含めて、一旦クラス A に分類された伝送方式であっても、必要に応じて、DSL 事業者の合意に基づき、クラス A から削除できる。

2. 計算のみによって適合性を確認できない場合の分類クライテリア

計算方法では、部分的にスペクトル適合性が確認できない場合であっても、既存方式の利用者への許容できないほどの干渉を発生させないものについては、個々の伝送方式間における保護判定基準値の緩和、および事後対策を確実に実施することなどを前提として、スペクトル適合性を認めることができる。なお、このようにしてスペクトル適合性が認められた方式を新たに保護判定基準値に取り入れる場合の方法は別に定める必要がある。

(以下は DSL 作業班報告書「DSL スペクトル管理の基本的要件」21 ページより抜粋)

【保護判定基準値の設定と緩和】

保護判定基準値は、計算方法により算出された値を基礎として、DSL 事業者間で合意された緩和値等をあわせて設定する。

その場合、個々の伝送方式ごとに、当該伝送方式のスペクトル適合性を評価するに当たって、計算方法により算定された保護判定基準値に対して緩和値(デルタ)を設けることができる。

また、計算方法により単純に算出された保護判定基準値では、実際のサービスの利用状況を反映したものとならない箇所がある。そのような箇所については保護判定基準値を補正する必要がある。

(以下は DSL 作業班報告書「DSL スペクトル管理の基本的要件」23, 24 ページより抜粋)

【クラス A に属する伝送方式の要件】

オーバーラップ方式など既の実装されてサービス提供されている未確認方式については、計算方法では部分的にスペクトル適合性が確認できない場合であっても、現時点で既存方式の利用者への許容できない程の干渉の発生が見受けられないものは、個々の伝送方式間における保護判定基準値の緩和および事後対策を確実に実施することを前提として、スペクトル適合性が確認されたものとしてクラス A に分類することができる。

以上

連絡先：ソフトバンク BB(株)
入部 良也
TEL: 03-5651-2290
FAX: 03-5641-3398